

## 国立大学法人大分大学事務委託預り金取扱細則

平成28年10月4日制定  
平成28年細則第29号

### (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学会計事務取扱規程（平成16年規程第50号。以下「規程」という。）第22条第1項の規定により、事務委託預り金に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第2号に規定する部局をいう。
- (2) 「部局長」とは、前項に規定する部局を掌理する者をいう。
- (3) 「事務委託預り金」とは、規程第22条第1項に規定する預り金のうち、会計機関以外において出納処理を行う必要があるものであって、当該処理を出納命令役が部局に委託して行わせるものをいう。

### (責任者及び取扱者)

第3条 事務委託預り金ごとに事務委託預り金責任者（以下「責任者」という。）を置き、出納命令役が指名する者をもって充てる。

- 2 事務委託預り金の出納及び保管に関する事務を行わせるため、事務委託預り金事務取扱者（以下「取扱者」という。）を置き、責任者が指名する者をもって充てる。

### (報告及び通知)

第4条 部局長は、事務委託預り金の取扱いを開始、廃止又は変更する場合は、出納命令役に報告するものとする。

- 2 出納命令役は、前項に規定する報告があった場合において、当該事務委託預り金の取扱いを開始、廃止又は変更する必要があると認めるときは、部局長に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、事務委託預り金の取扱いの開始に係る通知を行うときは、前条に規定する責任者の職名を併せて通知するものとする。
- 3 部局長は、前項に規定する通知を受けた場合は、責任者に対し、事務委託預り金に係る事務手続の実施を指示するものとする。
- 4 責任者は、前項に規定する指示を受けたときは、事務委託預り金管理の（開始・廃止・変更）届出書（様式第1号）を出納命令役に提出しなければならない。

### (事務処理)

第5条 責任者は、事務委託預り金の出納及び保管に当たり、公正かつ明瞭な事務処理を行うよう努めなければならない。

### (管理方法)

第6条 取扱者は、事務委託預り金として現金を受け入れた場合は、金融機関に預け入れるものとする。ただし、やむを得ず現金を保管する場合は、責任者の許可の下、金庫等により厳重に管理しなければならない。

(受払いの方法)

第7条 取扱者は、事務委託預り金の受払いをしようとする場合は、その根拠となる証拠書類により責任者の決裁を受けなければならない。

(受払簿)

第8条 取扱者は、事務委託預り金受払簿を備え、受払いを行った都度、その取引の内容を記帳するものとする。

(預金通帳等)

第9条 責任者は預金口座の届出印鑑を管理し、取扱者はその預金通帳を管理するものとする。

(月次の報告)

第10条 責任者は、毎月その管理する事務委託預り金の増減について事務委託預り金月次報告書(様式第2号)を作成し、これにより出納命令役に報告するものとする。

(保存期間)

第11条 事務委託預り金の受払いに係る法人文書は、7年間保存しなければならない。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、事務委託預り金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年10月4日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

事務委託預り金の取扱い（開始・廃止・変更）届出書

年 月 日 届出

出納命令役 殿

事務委託預り金責任者

部 局 名

職名・氏名

年 月 日 下記の事務委託預り金について、取扱いを（開始・廃止・変更）しましたので届出します。

事務委託預り金名称	取扱者職名・氏名	開始・廃止時の現在額	備考

注 管理区分(開始・廃止・変更)ごとに、別葉とする。

様式第2号(第10条関係)

## 事務委託預り金月次報告書

年 月 日 報告

出納命令役 殿

事務委託預り金責任者

部 局 名

職名・氏名

年 月 日 末現在における事務委託預り金について、下記のとおり報告します。

事務委託預り金名称	前月末残高	収入金額	支出金額	差引当月末残高	備考

注 事務委託預り金ごとに、月間の合計額を計上する。

注 月末に現金を保管している場合は、備考欄にその金額を、差引当月末残高の外数で記入する。